

水先人養成支援手引書

(水先修業生用)

一般財団法人 海技振興センター

はじめに

一般財団法人海技振興センター（以下「本センター」という。）は、水先人の養成及び確保を目的に総合的支援を実施しています。

本手引書は、その総合的支援のうち登録水先人養成施設（(独)海技教育機構海技大学校水先教育センター）において、水先人を目指す水先修業生の皆様に対して行う支援（以下「修業支援」という。）に関する手続き等を説明したものです。

修業支援は、水先界や海運界等の関係者により、優秀な水先人の養成が不可欠であること、そのため水先修業生が集中して知識・技能を習得できる環境を整備することが必要であること等、その大きな期待や要請が一つになったことにより実施されているものであり、これら関係者の多大なご協力・ご尽力を受けて成り立っているものです。

水先修業生の皆様には、こうした関係者による修業支援の趣旨を十分に踏まえた上で、次ページの「支援対象者心得」を遵守し、本手引書を活用して適切な修業支援の受給等に努めて下さい。

なお、修業支援の手続き等に関し、本センターが入手した皆様の個人情報については、本センターが適正に管理し、本業務の目的以外に使用することはありません。

支援対象者心得

修業支援を受ける場合は、次の事項について、修業支援を受ける者の心得として了承し、本センターに「誓約書【様式2】」を提出する必要があります。

1. 次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 養成施設等（養成施設及び養成施設の委託を受けて養成を行う水先人会等をいう。）が定める諸規程を遵守し、その指示・指導に従う。
- (2) 水先人に必要な知識・技能の習得に真摯に精励する。
- (3) 受験すべき水先人試験（国家試験）を受験する。
- (4) 水先修業生として相応しい態度、行動等をする。
- (5) アルバイトを含め他の就労をしない。
- (6) 以上の他、本センターの指示・指導に従う。

2. 次のいずれかに該当する場合は、修業支援は途中で終了する。

- (1) 養成施設を退学した場合（処分による退学を含む。）。
- (2) 歴月1月以上、養成施設を連続して休学した場合。
※ ただし、後に復学する場合であって、養成施設その他の関係者との協議により支援再開が了解された場合には、修業支援を再開する。
- (3) 悪意又は重大な過失等により、前記1. の遵守事項を違反した場合。
- (4) その他修業支援をするのに適当でないと本センターが認めた場合。

3. 悪意又は重大な過失等により養成施設等に損害を与え、損害賠償を請求されたときはその責を負う。

4. 次のいずれかに該当する場合は、既に支給された修業支援のうち養成手当の全額又は一部を返還する。

なお、やむを得ない理由により、養成施設を退学した等一定の要件に該当する場合は、その返還を免除することがある。

- (1) 重大な虚偽その他の不正により修業支援を受けた場合。
- (2) 悪意又は重大な過失等により、前記1. の遵守事項を違反した場合。
- (3) その他返還すべきものと本センターが認めた場合。

修業支援の内容及び申請手続等

1. 養成手当

- (1) 支給期間 養成施設における所定の修業期間
※ 一級：4月～翌年 1月（10月間）
二級：1月～翌年 3月（15月間）
三級：10月～翌々年 6月（21月間）
※ 商船乗船訓練を受ける者は、同訓練終了後の10月から支給
- (2) 支給額 月額 25万円（中小水先区は月額40万円）
※ 中小水先区：東京湾・伊勢三河湾・大阪湾・内海・関門以外
- (3) 支給時期 毎月 15日（初回月は同月の末日）
※ 15日が土日祝日の場合は、直前の銀行営業日
- (4) 支給方法 各申請された銀行等の口座振込
- (5) 申請方法 「養成手当支給申請書【様式1】」を提出
※ 本日（オリエンテーション時）提出する。
- (6) 返還等 支援対象者心得4. のとおり、支給した養成手当の全部又は一部を返還する場合があります。
<返還する場合（例）>
次のいずれかに該当し、本センターに設置する養成手当等審査会で返還を求める決議がされた場合
① 重大な虚偽等により修業支援を受給
② 悪意・重大な過失により遵守事項に違反し修業支援が終了
③ 養成施設を退学（返還が免除される場合（例）②以外の場合）
<返還が免除される場合（例）>
① 疾病・怪我、知識・技能面の欠如、自信喪失、家庭的・経済的な事情等やむを得ない事情により自主的に退学し、養成手当等審査会で返還免除が決議された場合
② 成績不振等を理由に養成施設が退学をさせた場合

【 留意事項 】

- ◇ 養成手当は、所得税法の「雑所得」に該当し、「確定申告」が必要です。
- ◇ 海技大学校の入学金や授業料、その他教材費・通学交通費は、確定申告時に「必要経費として控除」できるので、その「領収書等」を大切に保管・整理して下さい。

※ 詳しくは、住所地を管轄する税務署にお問合せ下さい。

2. 旅費

(1) 旅費の範囲

次に掲げる交通費及び宿泊費であって、実際に支払った費用の範囲内を支給。

- ① 養成開始時の自宅等から養成施設まで（自宅等から直接に養成実施地に移動する場合には当該地まで）の交通費、宿泊費（養成の開始時間の都合等により前泊が必要な場合のみ）
 - ② 養成施設から水先実務の訓練（以下「実務訓練」という。）を実施する水先区まで移動した場合の交通費
 - ③ 実務訓練のための水先区内の交通費、宿泊費
 - ④ 実務訓練終了時の水先区から養成施設までの交通費
 - ⑤ 養成修了後、養成施設から自宅等までの交通費、宿泊費（養成修了時間の都合等により後泊が必要な場合のみ）
 - ⑥ その他、当センターの指示により移動する場合の旅費
- ※ 類似行為については支給の対象外です。

(2) 交通費

- ① 算出方法 最も経済的な通常の経路・方法による。
 - ※ 割引運賃で支払った場合は、当該割引運賃額を支給
 - ※ 回数券は、使用状況が把握できないため1回毎の運賃を支給
 - ※ 修業にあたっては、事情が許す限り合理的で経済的なルートを選択すること
- ② 種類
 - 1) 鉄道賃：普通運賃、特急・急行の料金（指定席可）
 - ※ 新幹線のぞみ料金、私鉄の特急・急行料金も可
 - ※ グリーン車料金は不可
 - ※ 新幹線利用の場合は要領収書（内海水先修業生のみ）
 - 2) 車賃：バス運賃
 - ：タクシー運賃（深夜等公共交通機関が無い場合のみ）※要領収書・理由書
 - ：自家用車利用費（公共交通機関が無い地域等やむを得ないと当センターが認める場合に限り、燃料代、有料道路代、駐車場代（一時駐車・月極可））※要領収書・理由書
 - 3) 航空賃：最下級の運賃※要領収書・理由書
 - 4) 船賃：最下級の運賃※要領収書・理由書

※ 引越費用は支給しませんのでご注意ください。

(3) 宿泊費

① 支給対象

- 実務訓練のために滞在する宿泊費であって、ホテル等又は賃貸等の費用を支給。
 - ※ ホテル等：ホテル、旅館、水先人会の宿泊所、その他一時的利用の宿泊施設
 - ※ 賃貸等：マンション、アパート、下宿、ウィークリーマンションその他の滞在施設

- 実務訓練開始の前日から訓練終了日までの宿泊数に応じて支給。

② 支給金額

- 1) ホテル等：上限 8,000 円/泊までの実際に支払った宿泊料金
 - ※ 要領収書
 - ※ 朝食等食事代、その他の付加料金は不可
 - ※ 伊勢三河湾水先区水先会の宿泊所を利用する場合、他に空室が無いなど真にやむを得ないと当センターが認める場合には、8,000 円を超える宿泊費であっても支給（要理由書）

- 2) 賃貸等：上限 240,000 円/月までの実際に支払った賃料・家賃
 - ※ 要領収書（または通帳コピー等）
 - ※ 要契約書のコピー（初月分の請求時）
 - ※ 管理費、敷金・礼金、その他の付帯費用は不可
 - ※ 一ヶ月に満たない場合は日割りで支給（賃貸契約途中であっても訓練終了日までの日割りとなるので注意）

③ 重複支給

- 原則として、ホテル等及び賃貸等の費用を重複しての支給はしない。

- ただし、賃貸等を利用しつつ、訓練が早朝・深夜の乗下船等のために、ホテル等の利用が不可避である場合には、当該ホテル等の宿泊料金についても支給する（要理由書）。

(4) その他付帯費

- 実務訓練のための税関指定地外交通許可申請用の「写真代」及び PS カード作成費を支給する。

(5) 申請方法

① 申請書類

- 1) 水先修業生旅費請求書【様式1】
- 2) 水先修業生旅費計算書（交通費・宿泊費・付帯費）
【様式1-1・2】
- 3) 領収書（原本）又はこれに類するものの原本
- 4) 各交通費や宿泊費（賃貸等の毎月の領収書も含む。）、付帯費の請求には、領収書等の添付が不可欠ですので随時の整理をして下さい。
- 5) 上記の「各交通費」に係る領収書等の取扱いは、バス・鉄道運賃（料金を含む。）については除くが、内海水先区における新幹線による移動については必ず領収書を添付すること。なお、追加で海技振興センターから資料等を求めることがあります。
- 4) RET システムの訓練・評価記録（評価履歴）の一覧表
- 5) 理由書（タクシー・船舶・航空機・宿泊重複等）【様式1-5】（タクシー、船舶、航空機の利用時、賃貸等・ホテル等の重複利用時、ホテル等の上限額超過時）
- 6) 契約書のコピー（賃貸等を利用時の初回請求）

※ 各様式は、当センターHP からダウンロードできます。

<https://mhrij.or.jp/captain/support.php>

② 申請時期

毎月、上記①の申請書類を一括してとりまとめ、翌月の15日までに本センターに郵送で申請する。

(6) 支給方法

申請月の月末（前月分を翌月末）に、銀行等の口座へ振込

3. 教材、保険の付保

(1) 教材

- ① 支給する教材 : 海図
 : 教科書等の書籍
 : 救命胴衣
 : その他本センターが必要と認めたもの

- ② 支給の時期等 : 入学後、現物で支給

- ③ 受領簿の提出 : 教材等の支給を受けた場合には、月毎にまとめて「教材等受領簿【様式4】」に必要事項を記入・押印の上、本センターに郵送で提出して下さい。

(2) 保険の付保

- 支援対象者の安全を確保するため、次の傷害保険を付保します。

<契約条件>

- ・ 契 約 者 : 一般財団法人海技振興センター
 - ・ 被 保 険 者 : 各支援対象者
 - ・ 保険金受取人 : 各支援対象者（死亡時は、その法定相続人）
 - ・ 補 償 範 囲 : 休業期間（各日 24 時間）
 - ・ 保 険 金 額 : 死亡・後遺障害 2,000 万円
 : 入院（日額） 10,000 円（限度日数 180 日）
 : 通院（日額） 5,000 円（限度日数 90 日）
- 事故等により、入院又は通院が必要になった場合には、遅滞なく、「事故報告書【別紙様式】」を本センターに郵送で提出して下さい。

申請書類の記載例及び様式

(様式1)

養成手当支給申請書

年 月 日

(一財)海技振興センター
会長 殿

フリガナ
申請者氏名 _____ (印)

住所 〒 _____

下記のとおり、養成手当の支給について申請します。

記

1 養成施設及び水先区の名称等

養成施設の名称	(独)海技教育機構 海技大学校
水先区の名称	水先区
等級	級 水先修業生

2 養成施設での修業期間

年 月から 年 月まで

3 振込先等

銀行等の名称 _____
銀行等の支店等の名称 _____
口座の種類 _____
口座番号 _____
口座登録住所 〒 _____

4 緊急時連絡先(親族等の氏名、続柄、住所及び電話番号)

氏名 _____
続柄 _____
住所 〒 _____
電話番号 _____

(様式2)

誓 約 書

私は、（一財）海技振興センターの定める水先修業支援規則その他の諸規則
を遵守し、登録水先人養成施設の課程における修習に真摯に精励することを誓
約します。

年 月 日

氏 名

印

住 所

〒

TEL

携帯電話

E-mail

注) 上記記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく届出て下さい。

(様式1)

水先修業生旅費請求書

年 月 日

(一財)海技振興センター
会長 殿

氏名 _____ (印)
〒
住所 _____

下記のとおり、水先修業生旅費の支給について申請します。

記

1 移動の目的

2 移動先

3 移動日、経路、利用交通機関及び金額

4 宿泊場所及び宿泊費

5 旅費請求額 (3+4)

水先区個別教育

訓練・評価記録(水先実務修習)

水先修業生 種別: 新規(乗船履歴無し) 水先等級: ●級

修業生No:

氏名:

回数	乗船(開始)日時		下船 (終了)	海域 港名	発地～着地 (バース名等)	業務 種別	船名	船種	総トン数	指導 水先人
	日付	時刻								
1	22/03/1	15:50	16:20	広島港	仁保Bバース～広島港外	出港		PC	46,800 t	〇〇〇〇
2	22/03/1	16:20	22:00	瀬戸内海	広島港外～関崎	航行		PC	46,800 t	〇〇〇〇
3	22/03/3	16:10	16:40	瀬戸内海	宇野港4番錨地～宇野港外	航行		BC	17,009 t	〇〇〇〇
4	22/03/3	16:40	17:30	直島港	宇野港外～直島三菱マテリアル岸	入港		BC	17,009 t	〇〇〇〇
5	22/03/4	10:10	10:30	東播磨港	加古川4番錨地～東播磨港外	航行		BC	90,058 t	〇〇〇〇
6	22/03/4	10:30	12:00	東播磨港	東播磨港外～神戸製鋼E-4	入港		BC	90,058 t	〇〇〇〇
7	22/03/4	13:10	13:30	東播磨港	加古川1番錨地～東播磨港外	航行		BC	14,599 t	〇〇〇〇
8	22/03/4	13:30	14:30	東播磨港	東播磨港外～神戸製鋼S-3	入港		BC	14,599 t	〇〇〇〇
9	22/03/7	07:30	08:45	徳山下松港	徳山港大浦西3番錨地～東ソー南2号	入港		LP	3,435 t	〇〇〇〇
10	22/03/7	09:20	10:50	徳山下松港	徳山港検疫錨地～東ソー原塩棧橋	入港		BC	21,801 t	〇〇〇〇
11	22/03/8	05:50	13:55	瀬戸内海	関崎～福山港外	航行		BC	21,220 t	〇〇〇〇
12	22/03/8	13:55	14:25	福山港	福山港外～福山E-3錨地	入港		BC	21,220 t	〇〇〇〇
13	22/03/10	09:15	09:45	東播磨港	加古川E-5～東播磨港港外	出港		BC	13,069 t	〇〇〇〇
14	22/03/10	09:45	12:25	瀬戸内海	東播磨港港外～和田岬	航行		BC	13,069 t	〇〇〇〇
15	22/03/11	08:30	08:50	瀬戸内海	松山港検疫錨地～松山港外	航行		TK	2,712 t	〇〇〇〇
16	22/03/11	08:50	09:20	松山港	松山港外～松山コスモPR4	入港		TK	2,712 t	〇〇〇〇
17	22/03/12	11:30	12:00	瀬戸内海	呉港検疫錨地～江田島港外	航行		TK	4,060 t	〇〇〇〇
18	22/03/12	12:00	13:00	呉港	江田島港外～伊藤忠エネクス(株)	入港		TK	4,060 t	〇〇〇〇
19	22/03/14	06:45	07:45	福山港	JFE U-3 ～ 福山港外	出港		BC	21,220 t	〇〇〇〇

(様式1-別紙⑤)

タクシー・船舶・航空機使用理由書

日程： 年 月 日

金額： 円

理由

日程： 年 月 日

金額： 円

理由

日程： 年 月 日

金額： 円

理由

日程： 年 月 日

金額： 円

理由

日程： 年 月 日

金額： 円

理由

宿泊が重複する理由

日程： 年 月 日

理由

日程： 年 月 日

理由

日程： 年 月 日

理由

日程： 年 月 日

理由

日程： 年 月 日

理由

日程： 年 月 日

理由

(様式)

教材等受領簿

養成施設の名称

水先区の名称

氏名

教材等の種類	数量	受領年月日	受領印

(様式1)

(記載例1)

養成手当支給申請書

年 月 日

(一財)海技振興センター
会長 村上 英三 殿

フリガナ カイギ イチロウ ※フリガナを必ず記入して下さい
申請者氏名 海技 一郎 印

〒 102-0083
住所 東京都千代田区麹町4-5

(海技大学校への通学期間中の居所を記入して下さい)

下記のとおり、養成手当の支給について申請します。

記

1 養成施設及び水先区の名称等

養成施設の名称	_(独)海技教育機構 海技大学校	
水先区の名称	東京湾	水先区
等級	三 級	水先修業生

2 養成施設での修業期間

2023年10月から2025年6月まで

3 振込先等 ※振込先が間違っていると振込みができません。通帳等ご確認の上記入して下さい。

銀行等の名称	みずほ銀行 (ゆうちょ銀行)	ゆうちょ銀行の方は別紙 ◆ゆうちょ銀行口座確認 方法◆をご確認の上記入 して下さい。
銀行等の支店等の名称	麹町支店 (001)	
口座	普通 (普通)	
口座番号 (通常7桁)	1234567 (7654321)	
口座登録住所	〒 (銀行届出の住所)	

(わからない場合は現住所を記入して下さい。)

4 緊急時連絡先 (親族等の氏名、続柄、住所及び電話番号)

氏 名	海技 太郎
続 柄	父
住 所	〒500-1234 〇〇県〇〇市〇〇町〇-1-2
電話番号	012(34)5678

(様式2)

(記載例2)

誓 約 書

私は、（一財）海技振興センターの定める水先修業支援規則その他の諸規則を遵守し、登録水先人養成施設の課程における修習に真摯に精励することを誓約します。

年 月 日

氏 名 海 技 一 郎 (印)

〒 102-0083

住 所 東京都千代田区麴町4-5

(住民票登録をしている住所を記入して下さい。)

TEL 03-3264-3871

携帯電話 090-1234-5678

E-mail trieb@mkri.or.jp

注) 上記記載事項に変更等が生じた場合には、遅滞なく届け出て下さい。

(様式1)

(記載例3)

水先修業生旅費請求書

2023 年 10 月 1 日

(一財)海技振興センター
会長 村上 英三

氏名 海技 一郎 (印)

〒 102-0083

住所 東京都千代田区麹町4-5

(現住所を記入して下さい。)

下記のとおり、水先修業生旅費の支給について申請します。

記

- 1 移動の目的
水先実務訓練
- 2 移動先
東京湾水先区水先人会
- 3 移動日、経路、利用交通機関及び金額
50,000円(その他実費を含む。)
- 4 宿泊場所及び宿泊費
100,000円
- 5 旅費請求額(3+4)
150,000円

(様式1-別紙⑤)

タクシー・船舶・航空機使用理由書

日程： 年 月 日

金額： 円

理由 ○○駅着22：00のため、公共交通機関の利用が不可能なため。

日程： 年 月 日

金額： 円

理由 悪天候のため、集合場所（水先人会事務所、○○乗船地等の名称）に指示された時間に遅延する恐れがあったことから、水先修業生3名と共同利用とした。

日程： 年 月 日

金額： 円

理由 乗船地は最寄り駅から○○Km程離れているが、公共交通機関がないため。

日程： 年 月 日

金額： 円

理由

日程： 年 月 日

金額： 円

理由

宿泊が重複する理由

日程: 2023年〇〇月10日

理由 〇〇月11日△△時@@沖乗船地にて本船乗船のため、・・・港**棧橋から
▽▽時に乗船する必要があり、また、公共交通機関も利用できないため前泊した。

日程: 2023年〇〇月〇〇日

理由 近隣のホテル等に空きがなかったため、やむなく10,800円のホテルに
宿泊した。

日程: 年 月 日

理由

日程: 年 月 日

理由

日程: 年 月 日

理由

日程: 年 月 日

理由